

### 1 基本理念

---

男女とも多様な生き方を尊重し、その個性と能力を十分に  
発揮できる流山をめざして

---

男性も女性も、様々な立場の人の生き方や多様性が尊重され、性別や性別に基づく役割分担意識にとらわれることなく、誰もが個性と能力を十分に発揮できる男女共同参画社会の実現をめざします。

### 2 プラン策定の趣旨

流山市では、平成14年に「流山市男女共同参画プラン」を策定して以来、男女共同参画社会の実現に向けて様々な啓発活動に取り組んでいます。現在、市内の子育て世代の女性の就業率は5割を超え、平成27年には「女性の職業生活における活躍の推進に関する法律（女性活躍推進法）」が成立し、女性の社会進出に伴う支援体制の充実が求められています。時代に即した課題の解決に向け、このたび第3次男女共同参画プラン（平成27年度～令和元年度）の流れを汲んだ新しいプランを策定しました。

### 3 プランの位置づけ

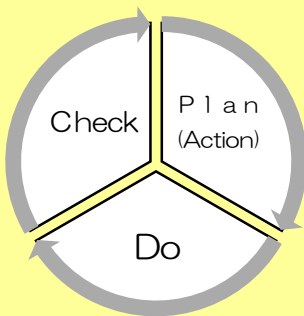
第4次男女共同参画プランは、本市における男女共同参画施策推進の基本となるプランです。男女共同参画社会基本法を踏まえ、国及び県の男女共同参画に係る計画を勘案し、流山市総合計画との整合性を図りました。基本目標や基本的課題の性質に応じたSDG<sup>※1</sup>との関連を体系図に示し、継続した取り組みであることを明確にしています。また、「配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護等に関する法律（DV防止法）」に基づくDV防止基本計画として位置づけるとともに、女性活躍推進法に基づく推進計画としても位置づけています。

### 4 プランの期間

令和2年度から令和6年度までの5年間とします。  
ただし、社会経済状況の変化やプランの進捗状況に応じて必要な見直しを行うこととします。

### 5 プランの進行管理

基本的課題ごとに共通の指標を定め、その達成状況に応じて毎年度の事業内容や行動指標の見直しを行います。



Plan (Action)：事業内容、行動指標の設定  
事業評価を受け、当該年度の事業内容の見直し、次年度の取組について具体的に目標を設定（例：講演会を年1回以上開催します。）

Do：事業実施  
設定した目標の達成に向けて各課において事業を実施

Check：事業評価  
事業の実施状況を把握し、事業の達成状況により評価

\*1 SDGs...2015年に国連で採択された2030年までの国際目標で、課題に対応した17の持続可能な開発目標が設けられている。

基本理念

基本目標

男女とも多様な生き方を尊重し、その個性と能力を十分に発揮できる流山をめざして

I 男女一人ひとりを人として尊重する意識づくり



互いの性と人権を尊重する意識づくり



社会と家庭における男女共同参画の意識づくり



人の多様性を認め、人権を守ろうとする人権感覚を育成する教育の推進



ライフステージに応じた仕事と生活の調和の推進



政策・方針決定過程における男女共同参画の推進



家庭生活や地域活動における男女共同参画の推進



就業及び労働の場における男女共同参画の推進



女性、男性、高齢者、子ども、障害者等に対するあらゆる暴力の根絶



誰もが健康で安心して暮らせるしくみづくり



子どもと家庭を地域で支えるしくみづくり



防災分野における男女共同参画の推進



II 一人ひとりが個性と能力を活かして活躍できる環境づくり



III 生涯を通して誰もが健康で安心して暮らせる社会づくり



IV プランの推進体制の充実

プランの進行管理



推進体制の強化



## 7 施策の方向と事業内容

### 基本目標Ⅰ 男女一人ひとりを人として尊重する意識づくり

性別に捉われず互いの性や人権を尊重し、それぞれの個性や能力を発揮できるよう、男女共同参画の意識づくりに向けて、学校教育の場における人権教育、人権尊重意識や社会的性別の見直しなどの意識啓発に取り組みます。

### 基本目標Ⅱ 一人ひとりが個性と能力を活かして活躍できる環境づくり

女性の活躍推進にあたっては、男性中心型の労働慣行を見直し、労働の場、家庭や地域活動における男女共同参画の意識・環境づくりが重要な課題となっています。また、政策・方針決定過程における女性の参画を促進するとともに、多様な働き方を支援するための環境整備も求められています。男女共同参画社会の実現に向けた意識づくりや、ライフステージに応じた仕事と生活の調和の推進に向けた取組を行います。

### 基本目標Ⅲ 生涯を通して誰もが健康で安心して暮らせる社会づくり

DVや虐待などのあらゆる暴力を許さない意識啓発や、被害者支援のための相談窓口の充実などに取り組みます。また、さまざまな困難を抱える方に対する支援体制の整備、防災分野における男女共同参画の推進など、生涯にわたり誰もが健康で安心して暮らせる社会づくりのための取組を行います。

### 基本目標Ⅳ プランの推進体制の充実

男女共同参画推進本部により市役所全庁的な取組を推進するとともに、毎年度プランの指標達成状況の把握と事業評価を行うことにより、着実に進行管理を行います。